

	号外	定価 1部2円	勸告実施の方向を確認。秋の最終局面・11月8日の地公共闘総務部長交渉での前進回答に向け結集を！
	昭和34年4月1日 第3種郵便物認可	発行所 盛岡市内丸10番1号 岩手県庁内 岩手県職員労働組合	

# 2019確定闘争⑥ 10.31地公共闘人事課長交渉 勸告実施方向も継続課題改善少なく 給・増給(報酬)12月議会提案での検討示す 赴任旅費 県内長距離異動者への特例は他県措置を注視 =11.8総務部長交渉での継続課題への改善姿勢求める=

10月31日、岩手県地方公務員共闘会議（議長：佐藤淳一岩教組委員長）は、確定期2度目となる佐藤人事課長と交渉を行った。冒頭、知事あて要請署名（624枚・4,414筆）を手交、前進回答を求めた。



署名を佐藤人事課長（左）に提出

【交渉結果】給与改定・交通用具利用の通勤手当上限額引き上げは「12月議会での条例提案を検討」としたことから、確実な改定・月例給の差額支給を強く求めた。

通勤手当（交通用具利用）の細部に関し「距離区分ごとの詳細金額は人事委員会規則で定めるが、新たに追加する距離区分の上限までの手当額を設定し、現行水準より増額」と、既存区分内での引下げがないことを確認し、そのうえで、総務部長交渉時に詳細を示すよう求めた。



前進回答を求める地公共闘交渉団

一方、高年齢職員の改善は「任命権者により職制等が異なるため統一的な対応ではないが、任用面や勤勉手当等の評価でもこのような事情を1つの視点として考慮。引き続き取り組む」との姿勢にとどま

ったことから、総務部長交渉時に実感できる具体策を示すよう求めた。

高速道路利用等の通勤手当に関しては、「長距離通勤者の負担軽減に資すると考える。費用弁償の観点からの課題があり、人事委員会と意見交換して検討」の姿勢にとどまった。赴任旅費は「県内長距離異動者への特例は、他県措置状況を注視、必要に応じ検討」としたほか、休暇制度などの課題も国・他県均衡の回答に終始し、依然として改善とは程遠い回答だった。



回答する佐藤人事課長

勸告実施・12月議会提案に向けた姿勢を引き出すも、継続課題は具体的回答に乏しく、現場の切実な実態を改善する回答として不十分だ。地公共闘は最終局面11月8日総務部長交渉での前進回答を強く求め、交渉を終了した（主な交渉結果は裏面）。

## 1 月例給・通勤手当距離区分新設の改定

(地公共闘) 県人勸尊重を踏まえ、給与法の改定動向を踏まえ検討としたが、確実な12月議会提案を。

(人事課長) 県人勸尊重の姿勢に変わらない。月例給改定、通勤手当の上限額の引上げは、12月議会での条例提案について検討している。

(地公共闘) 年内差額支給は切実な要望。勧告完全実施に向けて総務部長で具体的回答を。

## 2 高齢層職員の勤務意欲策

(地公共闘) 地公共闘議長から総務部長にも共通の課題認識をもって何かできないかの姿勢で検討をするよう求めた。一層の対策方針は。

(人事課長) 任命権者により職制や職種も異なるため、統一的な対応が行われているものではないが、知事部局・医療局では任用面や勤勉手当等の評価で考慮。教育委員会でも同様の視点のほか、昇給加算枠でも配慮。各任命権者と連携して取り組む。

(地公共闘) 現給保障終了に伴う賃下げ分の取戻しも不十分と言わざるを得ない。新たな枠組みも含めて工夫できるところがないか検討を。過去の総務部長から出された積極姿勢を示すべき。

## 3 諸手当改善

(地公共闘) ①通勤手当(交通用具利用)の詳細区分の考え方は、継続となっていた②高速道路利用等の通勤手当改善、③住居手当については、勧告がなくとも人事委員会に対して改善が必要との姿勢を示し、人事委員会に対して改善を促すべき。

(人事課長) ①距離区分ごとの詳細金額は、人事委員会規則で定められるが、基本的には新たに追加する距離区分の上限までの手当額をそれぞれ設定し、現行水準より増額となる方向で検討。②高速道路利用等の通勤手当は長距離通勤に資するものと考え、国・他県との均衡を考慮して慎重に対応を検討。実費弁償の観点から課題があると考えられ、人事委員会と意見交換して検討。③住居手当は家賃高騰の実態も考慮しなければならないが、県人勸を受けて改定すべき。人事委員会の検討を注視。

(地公共闘) ①は当然の回答、総務部長交渉時に具体的回答を。②はETC割引時の半分にしか支給されず、通勤負担緩和の観点からも重要な課題。人事委員会に意見反映を。③は国追随の改悪見送りも、改善こそ必要な実態にある、人事委員会に積極姿勢を求めて欲しい。

## 4 赴任旅費の改善

(地公共闘) 赴任旅費は旅費制度全般の在り方として費用弁償の側面をどれだけ反映するか検討との姿勢だが、県外への異動者に続き、県内の長距離異動者への特例も必要と考える。

(人事課長) 2019年度から他県異動時の特例措置を設けたが、特に移転費用が高額となるため職員の負担実態に着目した措置。県内長距離異動者への特例は、他県の措置状況を注視し、必要に応じ検討。

(地公共闘) 職員の負担実態を把握のうえ、長距離異動者への一層の改善を求める。

## 5 長時間労働是正策(地公共闘共通課題)

(人事課長) 超勤縮減に向け、職員一人一人の勤務時間を客観的記録等によりしっかりと把握したうえで、各任命権者において、業務の実態を踏まえながら、課題意識を持って取り組む必要。

(地公共闘) 要員確保等がなければ改善されない。全庁課題として総務部長交渉で方針を示すべき。

「休暇制度(回答: 拡充は国・他県との均衡も考慮し検討)」、「専門職処遇改善(回答: 人材確保の観点を踏まえつつ、給与決定の諸原則を考慮し、適切に判断)」も交渉。次回に向け改善を求めた。